

## さくら市農業委員会総会議事録（令和2年6月定例総会）

1. 開催日時 令和2年6月25日（木）午後1時30分から午後3時26分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（18人）

会長	9番	中山 隆
会長職務代理者	15番	齋藤 敏一
委員	1番	千野根 友治
	2番	齋藤 克之
	3番	関 誠
	5番	七久保 勉
	6番	石原 功江
	7番	小林 義和
	10番	小菅 和彦
	11番	見目 桂一
	12番	大塚 明美
	13番	小池 利一
	14番	石田 多美子
	16番	古澤 一郎
	17番	小室 規雄
	18番	小林 功
	19番	舟本 幸美
	20番	小川 雅之

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第2号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について

議案第7号	耕作放棄地の非農地通知書交付について
議案第8号	令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
議案第9号	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野中 剛
係長	大山 昌良
主査	檜原 史郎
主事	石原 宏哉

#### 7. 会議

事務局	野中	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は18名で、欠席はありませんので、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	中山	<p>皆さんこんにちは。本日は雨の中、調査会につきまして大変ご苦勞様でございました。時期からいうと入梅ということで仕方がないのかなということもございます。雨の中大変ご苦勞様でございました。今回の総会は最後の総会でございます。皆様には3年間大変お世話になりました。今回の総会でございますが、1号議案から9号議案までございます。慎重なご審議をいただければと思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>また、私事ですが、常設委員会が明日10時からございます。午後には県の総会ということで1時からございます。それが終われば私の役目は全部終わることになりますのでご報告します。</p> <p>それでは、ただ今からさくら市農業委員会6月定例総会を開会いたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは、会議に先立ちまして、5月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第5条の規定による許可1件</p>

		<p>申請者株式会社〇〇につきましては、栃木県農業会議に諮問したところ、5月28日付けで許可相当の答申に基づき、許可書の交付を行いましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	齋藤	<p>本日午前10時より全員出席のもと、1号議案1件、2号議案1件、3号議案1件、5号議案3件の計6件について、書類並びに現地を調査してまいりました。後ほど担当委員より詳しく説明がありますので、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>次に第2調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
18番	小林	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類及び現地調査を行いました。案件といたしまして議案第4号が1件、議案第5号が3件、議案第7号が1件、合計5件であります。詳細につきましては後ほど担当委員から説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。</p>
議長	中山	<p>次に第3調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
13番	小池	<p>当委員会は午前10時に全員出席のもと開会しました。当委員会に付託されました案件は、議案第7号が6件であり、書類審査を行い、その後現地調査を行いました。なお、詳細につきましては担当委員からご説明がありますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>次に第4調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
14番	石田	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。議案といたしまして議案第2号が1件、議案第5号が1件、議案第7号が1件、計3件でございます。詳細につきましては後ほど担当委員よりご説明がございますので、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>7番の小林義和委員、10番の小菅和彦委員を指名いたしま</p>

		<p>す。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。</p>
2番	齋藤	<p>あっせん委員としまして、2番の齋藤克之と19番の舟本幸美委員を推薦いたします。</p>
議長	中山	<p>それでは、議案第1号番号1番のあっせん委員は、2番の齋藤克之委員と19番の舟本幸美委員を指名いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第2号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>さくら市空き家等情報バンクに登録したこれらの農地について、農地法3条第2項第5号に規定する別段面積の指定申請がありました。</p> <p>通常、耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第3条の規定により農地の取得後の経営面積が原則として50アール以上必要ですが、さくら市空き家等情報バンクに登録された空き家等に付随した農地に限り、農地法施行規則第17条第2項を適用し、農業委員会が別段の面積を定め、下限面積を引き下げることで経営面積が50アール以上でなくとも農地の取得が可能になり、という制度です。</p> <p>農地法施行規則第17条第2項は農地の有効利用等を図る観点から遊休農地が相当程度存在する区域について、当該区域内の</p>

		<p>位置、及び規模から見て小規模農家の増加により区域内及び周辺農地の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れのない場合に、任意の面積の設定が可能としています。</p> <p>空き家に付随した農地等の権利取得における下限面積を引き下げ、人口の減少や農業従事者の高齢化により、担い手が不足し遊休農地が増加する地域において、移住・定住の促進、遊休農地の解消及び担い手の育成を図ることを目的とするものです。</p> <p>また一方で、令和元年6月定例会において、さくら市空き家等に付随した農地等の別段面積取扱基準について諮り、すでに議決をいただいております。農地法施行規則第17条第2項の規定を満たし、かつこの基準を満たすことにより</p> <p>さくら市内で、土地1筆ごとを単位とし、該当の土地面積が1㎡以上かつ当該土地の全部が指定を受ける時点で耕作可能な農地が、空き家等に付随した農地として指定することができるとしています。</p> <p>現地を確認した結果、農地法施行規則第17条第2項及び、さくら市空き家等に付随した農地等の別段面積取扱基準第3条、(1)～(4)に規定する、耕作可能な農地であること、所有者または法廷相続人による維持管理及び農作物等の栽培が行われる見込みがないこと、空き家に隣接していること、農地と空き家等の所有者が同一であることの条件を満たし、空き家等に付随した農地として指定することの基準を満たしていると思われることから、別段の区域及び面積を指定してよろしいかお諮りします。なお、別段の区域は基準にあるとおり、1筆ごととし、面積は1㎡以上となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
14番	石田	案内図2-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 詳細につきましては事務局の説明のとおりであります。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外にないので、採決に入ります。

		議案第2号番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第2号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>(議案第2号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>さくら市空き家等情報バンクに登録したこれらの農地について、農地法3条第2項第5号に規定する別段面積の指定申請がありました。</p> <p>現地を確認した結果、農地法施行規則第17条第2項及び、さくら市空き家等に付随した農地等の別段面積取扱基準第3条、(1)～(4)に規定する、耕作可能な農地であること、所有者または法廷相続人による維持管理及び農作物等の栽培が行われる見込みがないこと、空き家に隣接していること、農地と空き家等の所有者が同一であること等の条件を満たし、空き家等に付随した農地として指定することの基準を満たしていると思われることから、別段の区域及び面積を指定してよろしいかお諮りします。なお、別段の区域は基準にあるとおり、1筆ごととし、面積は1㎡以上となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
2番	齋藤	<p>案内図2-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>詳細につきましては事務局の説明のとおりであります。指定につきましては何ら問題なしとっております。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p>

		<p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第2号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
17番	小室	<p>案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲渡人と譲受人は親子でして譲渡人が92歳と高齢であるため、譲渡人名義になっている農地を譲受人に贈与するという事です。詳細につきましては事務局の説明のとおりであります。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	檜原	<p>(議案第4号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
18番	小林	<p>申請地は、上阿久津台地土地区画整理事業地内でございますので、場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>転用目的は一般住宅の建築のためでございます。転用行為の必要性といたしましては、上阿久津台地土地区画整理事業に伴い、実家の建て替えが必要となったための申請でございます。</p> <p>土地の選定理由といたしましては、申請地は実家敷地に隣接しており自己所有地の仮換地として指定されているため選定をいたしました。</p> <p>土地利用計画といたしましては、一般住宅1階建てでございます。取水はさくら市上水道より取水、排水は公共下水道に接続いたします。雨水処理は宅地内に浸透処理でございます。</p> <p>資金計画といたしましては、建築費、付帯工事費、諸経費合わせまして2200万円でございます。全額金融機関からの融資で、融資証明書が添付されております。</p> <p>申請地の周辺は隣接する農地はございません。建物を建てるにあたって土砂、雨水の流出に十分注意し転用したいと思っております。</p> <p>以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第4号番号1番については、原案どお



事務局	檜原	<p>り承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案第5号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約0.6haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
2番	齋藤	<p>案内図5-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用の必要性としまして、申請地は10年以上前から国の減反政策によってコメの作付けを行っておらず、3年前に申請地の南に設置してあった鉄塔が撤去されて日当たりが改善されたため申請地の面積でもある程度の利益が見込めることから当該地への太陽光発電設置を考えるに至りました。</p> <p>選定理由としては、当該ほ場以外に自作地としては太陽光発電施設に適した土地は他にないということで選定いたしました。</p> <p>利用計画といたしましては、建築物 太陽光発電設備 所要面積454㎡で申請地全面にフェンスを設置し太陽光パネルは105枚設置いたします。進入路は北側認定外道路より侵入いたします。周辺農地とは高低差があり周辺農地への影響は軽微であります。雨水の処理は敷地内で浸透処理。</p> <p>資金計画ですが、収入の部で自己資金177万円、借入金700万円、合計877万円です。全部太陽光発電機器と設置工事費になります。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、東が48号線法面、西が民家、南は雑種地、北は認定外道路を挟んで農地です。土地造成時に隣地への土砂、雨水が入り込まないように処理いたします。周辺土地とは高低差があって周辺農地への影響は軽微と思われませんが、転用に際しては十分注意をするということです。万が一周辺農地等に被害を及ぼした場合は当方で責任をもって解決をいたします。説明は以上です。</p>

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第一種中高層住居専用地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
11番	見目	<p>案内図5-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性ですが、現在アパートに配偶者と二人で生活をしていますが、将来子供が生まれ成長に伴い手狭となることが確実であるため、一戸建て住宅を探していたところ今回の申請地は立地の良い場所なので計画いたしました。</p> <p>土地の選定理由ですが、今回の申請地は通勤圏市町村への交通アクセスが良く住環境が良好な場所です。</p> <p>土地利用計画ですが、木造2階建て上下水道は公共施設を利用いたします。雨水については宅地内浸透となります。</p> <p>資金計画ですが、土地取得費940万円、建設工事費3780万円、諸経費460万円、合計5180万円ですが、全額融資ということです。融資証明書も添付してございます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、南側だけが農地であとは全部宅地となっております。地元の推進委員と現地を確認し問題はないとのことでした。また、今日の調査会でも問題はないとのことでした。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第5号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号2番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第5号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約1.1haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、住宅で集落に接続して設置されるものであり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	石原	<p>案内図5-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>今回の案件は、〇〇さんがお父さんから土地の提供を受けて転用申請に至りました。</p> <p>土地利用としまして計画は2階建てで駐車場2台分、進入は東側の市道から行き、上水は市営水道を新規引き込みます。下水は集落排水に接続いたします。雨水については敷地内に浸透いたします。周辺農地への被害防除対策としては東が宅地と道路です。西側に畑がありまして転用許可済みです。北側は畑で境にはネットフェンスがあります。南側は畑で転用許可済みになっております。農地との境にはネットフェンスがあり、土砂・雨水の流出は防がれると思います。以上ですが皆さまのご審議よろしく願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第5号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号4番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第一種住居地域及び第一種中高層住居専用地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
10番	小菅	<p>案内図5-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。) この案件は株式会社〇〇が譲渡人より農地を取得し宅地分譲を行うものです。 土地の選定理由、周辺地域が市街化で形成されていること。駅、学校、病院、スーパーマーケット等の住環境が整備されていること。敷地が平坦地で造成工事が容易であること。市道と接していること等であり、当該地は氏家駅より1キロ以内で周辺地域は住宅地、市道に接していて市街化が形成されており当社条件に該当することから選定いたしました。 土地利用計画、予定としては2区画で片方が312㎡、もう片方が411㎡、合計723㎡です。更地分譲で敷地は敷砂利のため建物は無しでございます。給水は上水道、排水は下水道、雨水は敷地内を敷砂利にするため浸透処理でございます。 資金計画、土地購入費400万円、造成工事費130万円、諸経費60万円、計590万円で残高証明が添付されております。 周辺農地への被害防除対策、東側は河川、西側は市道、南側は宅地、北側が認定外水路及び公園のため影響はないと考えており</p>

		ます。 6月の17日に地元の推進委員と現地を確認し本日の調査会でも特に問題はないということになりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第5号番号4番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第5号番号4番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第5号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第5号番号5番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、氏家3216-1は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存する」区域ですので、第3種農地と判断し、氏家3215-3外3筆は、農地の集团的広がりが10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
19番	舟本	案内図5-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 申請地は周囲を東側は宅地、西側は道路、南側は道路、北側は農業用水路と道路と水田に囲まれた土地です。 本申請は株式会社〇〇が売買により建売住宅として転用する

		<p>案件でございます。</p> <p>申請者の株式会社〇〇は不動産の売買、建築を主な事業とする資本金6296万5千円の法人であります。</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由、申請地は市街地中心部に近く北側を除き住宅に囲まれた土地であります。小中学校や市役所、金融機関、商業施設にも近くインフラも整備されているなど住環境に恵まれた土地であり土地所有者から土地を譲り受けることができることとなったため今回の申請に至っております。</p> <p>土地利用計画、計画によりますと住宅用地と道路を整備し建売住宅12区画、区域内6メートル道路を確保しようとするものであります。取水はさくら市上水道、下水はさくら市下水道に接続する計画となっております。雨水につきましては雨水浸透槽を造成する計画となっております。</p> <p>資金計画につきましては、土地取得費、造成工事費、建物建築関係工事費、事務費その他、合計2億4400万円で銀行融資でまかなう計画となっております融資証明書が添付されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました。また、去る6月20日に担当地区農地利用最適化推進委員と現地調査を行っておりますが、問題ないと判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号6番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の農地</p>

議長	中山	<p>の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「既存施設の拡張（既存施設面積の2分の1以下）」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
10番	小菅	<p>担当委員の説明をお願いします。</p> <p>案内図5-6をご覧ください。（申請の場所を説明する。）</p> <p>この案件は〇〇株式会社が□□氏ほか1名から売買によって農地を取得し駐車場に転用する案件でございます。</p> <p>現在、〇〇株式会社は申請地の東側既存工場において業務を行っています。敷地内は工場等建物および会社保有車両、従業員用駐車場で手狭であり、搬入車両の動線や製品の移動が非常に煩雑な状態であり、安全対策も検討が必要な状況でございます。敷地内に工場を増設し製品を建物内に一括移動管理できるような計画もあり現在の会社保有車両及び従業員駐車場を別敷地に移動し利用形態を変更する必要があります。また、今後5か年においては新規中途採用合わせ各年10名程度及び派遣社員採用も検討しており更に駐車場確保が必要となっております。現在、既存敷地においては1日平均で10トントラックが5台、4トントラック15台、業務用バン、軽トラックが20台、特殊車両1台、タンクローリー3台が旋回するスペース、動線を確保しておく必要があります。現在の利用状況では既存工場敷地内に駐車場を新設することは不可能な状況でございます。</p> <p>建設する駐車場でございますが、会社保有車両、来客用駐車場及び従業員260名分、おおむね280台程度を計画しており、また、安全のための車両旋回スペース、敷地内雨水処理施設としての雨水調整池、施設周囲への緑地帯の確保等を計画しております。進入路は東側の市道より進入、乗入口2か所を設置、取水排水は駐車場用地としての利用の為ありません。雨水排水は敷地の周囲をフェンス及び土留擁壁で囲み区域外への流出を防止、敷地内は砂利引き申請地内に調整池を設けて放流します。</p> <p>周辺農地への影響は東側、北側は市道、西側は水路、南側は宅地及び一部農地に接続しております。駐車場としてのみの利用ですので日照通風等に影響はないと思われま。</p> <p>資金計画、土地取得費6000万円、造成費3000万円、その他諸経費2000万円、計1億1000万円ですべて自己資金にてまかなう予定でございます。</p>

		<p>この件について6月17日に地元の推進委員と現地を確認し本日の調査会でも問題はないとの結論に達しました。</p> <p>よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号7番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「公益性の高い事業」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
14番	石田	<p>案内図5-7をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性、当幼稚園は申請地西側既存敷地に昭和52年最初の園舎を建築してより〇〇法人〇〇として豊かな人格の形成と愛・自立・健康の3つの柱を教育方針とし、地域の大切な子供たちをお預かりし、子供たちとともに成長しながら運営してまいりました。既存敷地内は園舎3棟、園庭並びにスタッフ用駐車場スペース等で大変手狭な状態でありますので、今般の事業を計画いたしました。</p> <p>土地の選定理由、当該申請の事業は隣接する既存敷地拡張のため、既存敷地に隣接していること、3000㎡程度の拡張面積を必要とすることを条件とし計画いたしました。この条件に見合う</p>



		<p>土地について既存敷地周辺で選定・検討した結果、周辺農地への影響が最小であり、既存敷地との位置関係及び必要面積等が確保できることを踏まえ申請地以外の土地では目的を達成することができないとの結論に至りました。</p> <p>土地利用計画、拡張面積として3000㎡必要であると計画しています。詳細は園舎及び園庭、スタッフ及び来客者、所有車両の駐車場用地、敷地内雨水処理施設として雨水浸透槽、乗り入れは前面西側県道より乗り入れ、取水は市営上水道より取水、排水は敷地内に合併浄化槽敷地内浸透装置を設置し敷地内処理、雨水排水は周囲をL型擁壁、コンクリートブロック及びフェンスで囲み、雨水・土砂等が区域外へ流出することを防止する。敷地内は一部駐車場部のアスファルト舗装を除き砂利敷きとし雨水浸透槽にて敷地内処理。</p> <p>周辺農地・土地改良施設への影響、北及び西側は道路、南側は山林に接しており、東側に譲渡人所有の農地がありますが、敷地周囲にはL型擁壁、コンクリートブロック及びフェンスを設置し、敷地内には適所に雨水浸透槽を設置することにより敷地内の雨水土砂等が敷地外へ流出することを防止いたします。新築建物の高さ、配置等から考慮しても日照通風への影響は軽微であり問題ないと思われま。</p> <p>資金計画ですが、土地造成費2530万円、建築費4億4814万円、諸経費2656万円、合計5億円です。補助金が2億8845万9000円、自己資金が2億1154万1000円です。</p> <p>本日、地元推進委員2名と農業委員3名で調査を行いましたところ問題ないとの判断をいただきました。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第5号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号7番については、原案どお</p>

		り承認されました。 次に、議案第6号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	石原	この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。 令和2年度第3号 公告予定年月日は令和2年6月30日です。 計画の内容といたしましては、利用権設定が新規4件、再設定9件、農地中間管理権取得が1件、所有権移転が1件となっております。なお、詳細については、別添の農用地利用集積計画書のとおりです。 以上です。
議長	中山	それでは質疑に入ります。  【異議なしの声あり】
議長	中山	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第6号について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	中山	全員挙手ですので、議案第6号は、原案どおり承認されました。次に、議案第7号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第7号番号1番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 千野根友治委員、現地確認日は令和元年9月3日です。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。

1 番	千野根	ただ今の事務局の説明のとおりです。また、22日に推進委員2名と現地確認をいたしまして問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第7号番号1番について承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第7号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第7号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第7号番号2番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 小池利一委員、 現地確認日は令和元年9月2日です。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
1 3 番	小池	ただいまの事務局の説明のとおりです。21日に最適化推進委員との現地調査並びに本日の調査委員会におきましても問題ないとのことですので、よろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第7号番号2番について承認される方の挙手を求めます。

		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号2番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第7号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第7号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 大塚明美委員、現地確認日は令和元年9月30日となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>担当委員の説明を願います。</p>
12番	大塚	<p>この場所は写真にあるように相当荒廃している土地であります。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号3番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第7号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第7号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 小池利一委員、現地確認日は令和元年9月2日です。</p> <p>以上です。</p>

議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	事務局の説明のとおりですが、21日の最適化推進委員との現地調査並びに本日の調査会の現地調査においても問題ないということなので、よろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第7号番号4番について承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第7号番号4番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第7号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第7号番号5番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振地域外、土地改良未実施、現地確認担当者 小池利一委員、 現地確認日は令和元年9月2日となっております。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
13番	小池	事務局の説明のとおりですが、21日の最適化推進委員との現地調査並びに本日の調査会の現地調査においても問題ないということなので、よろしくお願いいたします。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。

		議案第7号番号5番について承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第7号番号5番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第7号番号6番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第7号番号6番について朗読して説明する。) (場所の説明をする。) 農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 七久保勉委員、現地確認日は令和元年8月30日となっております。 以上です。
議長	中山	担当委員の説明を願います。
5番	七久保	写真を見てもわかるように大変荒廃しています。この土地に通ずる道も1メートルほどの草が生い茂っておりまして現地にもやっと思行けるような状態です。周囲も荒れ果てています。6月16日の農地利用最適化推進委員との調査会及び本日の調査会におきまして耕作放棄地の非農地通知書の交付につきましては何ら支障なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしく願います。
議長	中山	それでは質疑に入ります。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	中山	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第7号番号6番について承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	中山	全員挙手ですので、議案第7号番号6番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第7号番号7番について事務局の説明を求めます。

事務局	石原	<p>(議案第7号番号7番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 七久保勉委員、現地確認日は令和元年8月30日となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。
5番	七久保	<p>案内図を見てもわかるように行く道がない状況です。昔は人の農地を借り機械を通らせてもらって耕作していたそうです。現在は周りも荒れ果てておりまして現地に行くことができません。6月16日の農地利用最適化推進委員との調査会及び本日の調査会におきまして耕作放棄地の非農地通知書の交付につきましては何ら支障なしと判断いたします。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第7号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号7番は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第7号番号8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第7号番号8番について朗読して説明する。)</p> <p>(場所の説明をする。)</p> <p>農振白地、土地改良未実施、現地確認担当者 関誠委員、現地確認日は令和元年10月4日となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	担当委員の説明をお願いします。

3番	関	<p>場所につきましては請求人の自宅の前になります。30年間農地として利用されていなかったということで樹木が生い茂っているような状況でございます。本日調査会におきまして現地調査を行いました。農地への復元は困難であると判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。議案第7号番号8番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第7号番号8番は原案どおり承認されました。</p> <p>ここで、3時まで暫時休憩といたします。</p> <p>(午後2時50分～午後3時までの間休憩)</p>
議長	中山	<p>それでは会議を再開いたします。</p> <p>議案第8号「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律一部改正により、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととされました。</p> <p>本案は、改正農業委員会法第37条の規定に基づき農業委員会事務の情報を公表するにあたり、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価(案)を作成したので、農業委員会において承認を求めるものであります。</p> <p>それでは、「議案第8号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価(案)について」を御説明申し上げます。別</p>



冊資料を御覧ください。

はじめに、1 ページ目の「I 農業委員会の状況」については、令和元年4月1日現在のさくら市の農業の概要、農業委員会の体制について記載しています。

「II 担い手への農地利用集積・集約化」では、令和元年度の目標に対する実績について記載しております。集積目標3156ha に対し、実績が3097ha であり、98.13%達成しました。「3 目標の達成に向けた活動」「4 目標及び活動に対する評価」では市農政課と連携し農地中間管理事業を活用した利用権設定を推進し、新規面積の増加につなげるとともに、地元農業委員の地域の担い手に対してあっせんを行った結果一定の実績をあげることができました。

次ページ「III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」では、1 経営体、21.3ha の参入があり参入目標の面積を大幅に達成しております。

次ページ「IV 遊休農地に関する措置に関する評価」では、2 の解消目標6.3ha に対し、4.9ha 増加したため、数値は一を入れず、0 と表記しておりますが、農地利用状況調査では最適化推進委員が現地調査後、遊休農地やB分類と判断された農地について農業委員が再調査を行うことできめ細やかな調査ができました。

次ページ「V 違反転用への適正な対応」は、2 件で1.1ha、用途は、産業廃棄物置場、飲食店となっております。3 番の活動実績ですが、農地パトロールに合わせて違反転用の防止を図るための周知活動を行うとともに広報紙で周知することにより発生防止に努めました。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検では、3 条許可が34 件の実績がありました。

2 の農地転用に関する事務ですが、件数の訂正をさせていただきます。

122 件となっておりますが、集計に誤りがあり、修正後は、112 件です。

内訳は4 条許可が13 件、5 条許可が99 件となります。

次に、7 ページ目の3 番の「農地所有適格法人からの報告への対応」についてですが、令和元年度における報告対象法人数は24 法人で、うち4 法人が未提出でありましたが、2 法人については本日現在提出済。残り2 法人のうち1 つは作成準備中、もう一つについては、所在不明であることから、今年度中に勧告を行い

		<p>農地適格法人から除外することも検討せざるを得ない状況です。</p> <p>4 情報の提供等、及び次ページのⅧ事務の実施状況の公表は実績に基づき記載してありますので、資料のとおりです。</p> <p>説明については以上でございますが、本活動計画の点検評価(案)については、農業委員会総会において承認後、県を通じて国に報告されることとなりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p>
3 番	関	<p>3 番の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進で2 番の2 1. 3 h a が実績であるんですがこの内容について詳しく説明いただければと思います。それと、農地所有適格法人の部分で提出しなかった理由の所の内容について説明いただければと思います。</p>
事務局	大山	<p>新たに農業を営もうとする者の参入促進の中の令和元年度の目標及び実績の参入実績1 経営体参入実績面積2 1. 3 h a については、経営体は〇〇農園でございましてこの法人で2 1. 3 h a の耕作をしているということです。</p>
事務局	石原	<p>農地所有適格法人の件につきまして、1 法人については連絡が取れていないということで提出していただけていない状況です。もう1 法人につきましては法人自体が解散したということでありまして、現在、新しい法人に引き継ぐということで引き継ぎでき次第作成し報告していただける流れになります。</p>
3 番	関	<p>報告書を提出しなかった法人は1 法人ではないのではないかと。</p>
事務局	石原	<p>2 法人ですので訂正いたします。</p>
議長	中山	<p>その他ございますか。</p> <p>【意見なし】</p>
議長	中山	<p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第8号について承認される方の挙手を求めます。</p>

		<p>【全員挙手】</p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第8号は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第9号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	大山	<p>議案第8号と同様、改正農業委員会法第37条の規定に基づき農業委員会事務の情報を公表するにあたり、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を作成したので、農業委員会において承認を求めるものであります。</p> <p>それでは、「議案第9号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の活動計画（案）について」を御説明申し上げます。別冊資料を御覧ください。</p> <p>1 農業委員会の状況は、令和2年4月1日現在で作成しており、資料のとおりです。次ページⅡ担い手への農地の利用集積・集約化ですが、令和2年4月現在管内の農地面積は5250haですので、今年度の担い手への集積率を60%とし、目標の集積面積を3150haと設定しました。活動計画として、市農政課と連携し、広報誌やチラシにより機構集積協力金の概要などについて周知することを予定する一方で、あっせんの申出があった場合は、速やかに担当農業委員を指名し、耕作者発掘に努めます。</p> <p>Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、目標を1経営体とし、就農給付金等の制度の周知等を行いたいと考えます。</p> <p>Ⅳ 遊休農地に関する措置では、農地の利用状況調査を適格に行い、土地所有者等の利用意向を的確に把握し、農地バンクの等を活用し、担い手や新規参入者へのあっせんに努めるなど遊休農地の解消につながる活動を行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>最後に、4ページ目の「Ⅴ 違反転用への適正な対応」についてですが、引き続き農地パトロールにより違反転用の早期発見に努めるとともに、解消に向けた指導を行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>説明については以上でございますが、本活動計画（案）については、議案第8号の点検評価（案）と同様、農業委員会総会において承認後、県を通じて国に報告されることとなりますので、よ</p>

		ろしくお願いいたします。
議長	中山	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	中山	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第9号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	中山	<p>全員挙手ですので、議案第9号は原案どおり承認されました。 次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号8番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号10番はお目通しを願います。 本日の議題はすべて終了いたしました。 以上をもちましてさくら市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。ありがとうございました。</p> <p>(午後3時26分閉会)</p>